



雇児母発0331第1号  
平成29年3月31日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 母子保健主管部（局） 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長

### 産婦健康診査事業の実施に当たっての留意事項について

平成17年8月23日雇児母発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」に基づく産婦健康診査事業の実施に当たり、産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るために行う精神状態の把握に関しては、産婦健康診査を実施する病院、診療所及び助産所（以下「実施機関」という。）並びに市町村（特別区を含む。以下同じ。）が留意すべき事項は下記のとおりであるので、各自治体におかれては遺漏のないよう配慮されたい。

また、都道府県におかれては、実施機関及び管内市町村に対し、本事業が適切に実施されるよう、下記内容について周知徹底をお願いします。

### 記

#### 1 実施機関

- (1) 産婦健康診査を受診する産婦（以下「受診者」という。）に対し、産婦健康診査の結果（以下「健診結果」という。）が市町村に報告されることを説明すること。
- (2) 産婦健康診査のうち、精神状態の把握については、エジンバラ産後うつ病質問票の点数だけではなく、問診（精神疾患の既往歴、服薬歴等）、診察（表情、言動等）なども併せて総合的に評価すること。
- (3) 健診結果は受診者本人に直接伝えること。
- (4) 支援が必要と判断される受診者に対しては、適宜、次に掲げる対応を行うこと。
  - ① 受診者のセルフケアに関する助言・指導
  - ② 子育て世代包括支援センター等、市町村の相談窓口等に関する情報提供
  - ③ 実施機関における経過観察
  - ④ 精神科に関する情報提供（可能であれば精神科医療機関を紹介）
  - ⑤ その他、受診者を支援するために必要な助言・情報提供等
- (5) 健診結果を母子健康手帳に記入する場合には、個人情報保護の観点から受診者本人の了解が必要であることに留意する必要があること。

(6) 市町村に対しては、(2)による評価及び(4)による対応内容について、速やかに報告すること。

## 2 市町村

(1) 産婦健康診査事業の実施主体である市町村において健診結果が把握・管理されることをあらかじめ受診者に周知すること。

(2) 支援が必要とされる受診者に対し適切に対応できるよう、あらかじめ実施機関、精神科医療機関及び福祉関係機関との連携体制を構築しておくこと。

(3) 実施機関からの報告により支援が必要と判断される場合には、受診者への電話連絡、訪問等により速やかに実情を把握するとともに、関係機関と連携し支援を行うこと。